

食安発1116第3号
平成24年11月16日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について

組換えDNA技術応用食品の検査方法については、平成13年3月27日付け食発第110号厚生労働省医薬局食品保健部長通知(最終改正:平成20年6月18日。以下「旧通知」という。)によって通知しているところですが、食品表示規制業務が消費者庁に移管されたことに伴い、食品表示規制に係る安全性審査済みの組換えDNA技術応用食品の検査方法については消費者庁より通知されることから、これまでの関係通知について、一つの通知に取りまとめることとしました。

このため、安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について、別添のとおり定め、旧通知及び別紙に掲げる通知を廃止します。

(別紙)

・安全性未審査の中国産米及び米加工品の検知法について

(平成 19 年1月 26 日付食安監発第 0126005 号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、最終改正:平成 24 年5月 28 日)

・安全性未審査の遺伝子組換えナタネ(RT73 *B.rapa*)の暫定検査法について

(平成 21 年6月 26 日付食安監発第 0626007 号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、最終改正:平成 21 年 9 月 14 日)

・安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)の暫定検査法について

(平成 21 年 10 月 27 日付食安監発 1027 第2号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)

・安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ(PRSV-YK)の暫定検査法について

(平成 23 年2月 22 日付食安監発 0222 第3号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)